
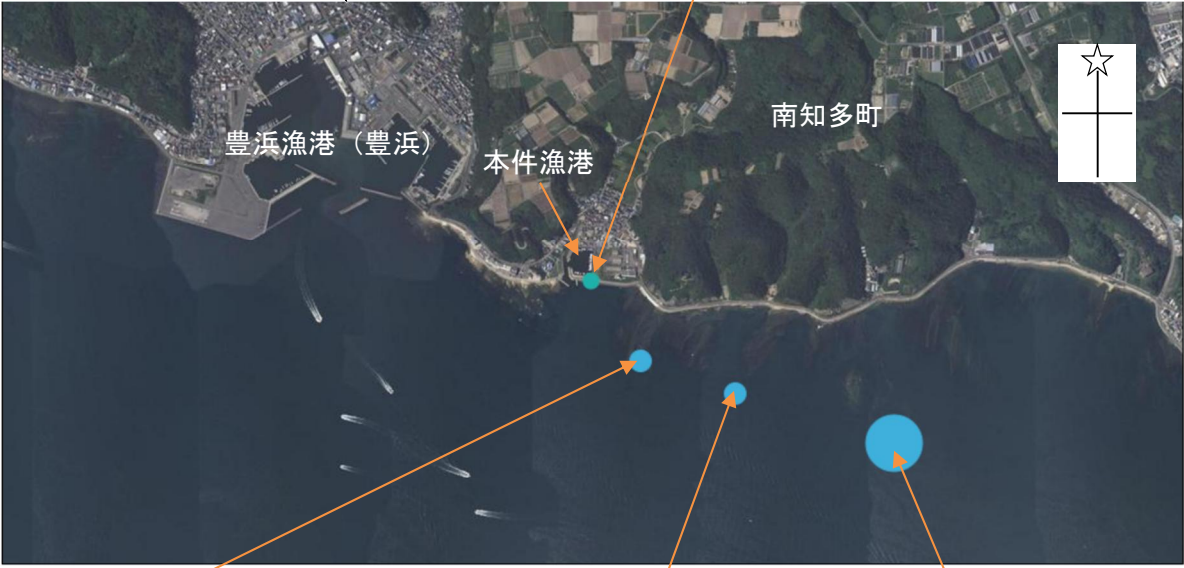


船舶事故調査報告書

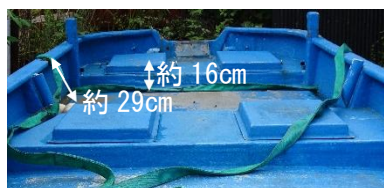
令和8年4月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員等死亡
発生日時	令和7年8月1日 13時45分頃～14時00分頃の間
発生場所	愛知県南知多町豊浜漁港南西方沖 豊浜港南防波堤灯台から真方位124°1,220m付近 （概位 北緯34°41.8′ 東経136°56.9′）
事故の概要	プレジャーボート ゴンベイの乗船者2人は、溺水により死亡した。
事故調査の経過	令和7年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ゴンベイ、0.5トン 240-71025愛知、個人所有 5.72m (Lr) × 1.62m × 0.62m、FRP ガソリン機関（船外機）、18.4kW、不詳 （写真1 参照） <div style="text-align: center;">  </div> ※ 操舵スタンド及び船外機は取り外されている。 ※ 舷縁の損傷は事故後のもの。 写真1 本船
乗組員等に関する情報	船長 60歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和5年3月14日 免許証交付日 令和5年3月14日 （令和10年3月13日まで有効） 同乗者 27歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約4m/s、視界 良好、

	<p>気温 35.4℃ (13時50分 南知多) 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約169cm (師崎)</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船（レンタルボート）は、電話で事前予約していた船長が令和7年8月1日06時頃に豊浜漁港（小佐）（以下「本件漁港」という。）の棧橋で借り受け、船長が1人で乗り組み、同乗者（家族）1人を乗せ、釣りの目的で同棧橋を出航した。</p> <p>レンタルボート店の店主（以下、単に「店主」という。）は、船長の小型船舶操縦免許証を確認し、固型式救命胴衣1着を貸し出し、本件漁港の南側に広がっている浅所域には近づかないよう注意を与え、船長が「分かりました」と言って出航するのを見送った。</p> <p>店主は、船長からしるぎすを釣りに行くと聞いており、本船が出航した後の午前中、本件漁港南側の堤防に上がって本船や他のボートの様子を見た際、本件漁港の東南東方1km付近にいる本船を認めた。</p> <p>店主は、本船の貸出時間が14時00分までであったので、13時45分頃、堤防に上がって東南東方の様子を見ると、本船が本件漁港の方向に航行していたので、棧橋に戻って本船の帰りを待った。</p> <p>店主は、数分で到着するはずの本船が14時00分頃になっても帰港しなかったため、再度、堤防に上がって様子を見たところ、本件漁港の南東方約400mの浅所域で停止している本船を認めた。</p> <p>(写真2、図1 参照)</p> <div data-bbox="916 1218 1278 1249" data-label="Caption"> <p>浅所域で本船が停止していた</p> </div>  <div data-bbox="651 1697 1326 1729" data-label="Caption"> <p>写真2 店主が本船を確認した場所から南東方を見る</p> </div>

	<p style="text-align: center;">写真2 撮影場所</p>  <p style="text-align: center;">14時00分頃 停止していた場所 13時45分頃 航行中の場所</p> <p style="text-align: center;">釣り中に目撃された場所</p> <p style="text-align: right;"><small>0.4km 0.2nm</small></p> <p style="text-align: right;"><small>国土地理院(GSI)</small></p> <p style="text-align: center;">※ 海洋状況表示システム (海しる) を加工して作成</p> <p style="text-align: center;">図1 事故発生場所概略図</p> <p>店主は、本船上に人影が見えなかったので、自身の船で本船に向かったところ、本船の船外機が停止しており、無人の状態で錨泊していることを確認し、14時10分頃、海上保安部に通報した。</p> <p>船長は、14時40分頃、捜索を行っていた海上保安官及び店主によって、本船付近の海上でうつ伏せの体勢で浮いていたところを発見されて救助された。その後、本件漁港に運ばれ、14時42分頃救急隊員に引き継がれた。</p> <p>船長は、心肺停止状態で頭部に切創を負っていた。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送されて治療が行われたが、19時38分頃死亡した。死因は溺水と検案された。</p> <p>本船は、損傷や浸水がなく、船外機が運転できる状態であったので、店主が操縦して本件漁港に戻った。</p> <p>同乗者は、行方不明となっていたところ、8月3日朝に本件漁港付近で漂流しているところを発見され、08時12分頃に消防隊によって引き上げられて死亡が確認された。その後、病院に搬送され、溺水による死亡と検案された。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 本船に関する情報</p> <p>本船は、船外機を装備する和船型ボートで、船体後部右舷側に操舵スタンドが設けられていた。</p> <p>本船の舷側ブルワークは、操舵スタンド船尾側の通常の操船場所において、甲板上高さ約29cmであった。また、座面となる船</p>

尾部物入れの上面までは甲板上高さ約16cmであった。(写真3参照)



※ 操舵スタンド及び船外機は取り外されている。

写真3 本船船尾部

(2) 本件漁港付近の状況

本件漁港は、知多半島の南端に位置し、船だまりの西側で小佐川河口部と接し、同河口部の南側に防波堤による港口があり、港口の南方が水深2m以上の通航路となっていたが、その東西は干出岩が広がる浅所域となっていた。

店主は、本件漁港の出入港に当たっては、東西の釣り場と港口との間を直線的に通航せず南方を回り、浅所域を通航しないよう貸出し客に注意を与えていた。

(図2 参照)



図2 本件漁港周辺（航海用電子参考図（new pec）による）

(3) 本船発見時の状況

本船は、船外機が停止していたものの、クラッチが入っており、緊急停止スイッチのピンが外れておらず、始動キーが挿さっていた。

本船は、浅所域で錨泊していたが乗り揚げておらず、船底に損傷はなかった。

船内には、店主が貸し出した固型式救命胴衣1着及び首掛け式救命胴衣1着が残されていた。

(4) 船長のレンタルボート利用状況

船長は、約2～3年前から、冬季を除いて年に7、8回程、本

	<p>件漁港で店主からレンタルボートを借り、いつも同乗者と2人で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、いつも、ボートと共に固型式救命胴衣1着をレンタルして着用していた。また、同乗者は首掛け式救命胴衣を持参して着用していた。</p> <p>店主は、本船の出航時に、船長及び同乗者が救命胴衣を着用していることを確認していた。しかし、船長及び同乗者は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長及び同乗者は、溺水により死亡した。</p> <p>本船は、13時45分頃に本件漁港方向に航行していたものの、14時00分頃には無人で錨泊していたことから、この間に船長及び同乗者が落水したものと考えられる。</p> <p>船長が頭部に切創を負っていたこと、緊急エンジン停止スイッチのピンが外れていなかったこと及び本船が錨泊していたことから、船長が航行中に落水して回転中のプロペラで受傷し、その後、同乗者が船外機を停止して本船を錨泊させた後に落水したか、又は、船長Aの救助の目的で自ら入水した可能性があると考えられる。しかしながら、目撃者がおらず、船長及び同乗者が共に死亡しており、両人が落水して溺水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び同乗者が救命胴衣を着用していなかったことは、両人が溺水したことに関与したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が本件漁港に向け帰航中、船長及び同乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船室のない小型船舶の船長は、乗船者全員の救命胴衣着用を常時徹底すること。 ・ 緊急エンジン停止スイッチを備える小型船舶の船長は、同スイッチのコードの一端を体の一部に確実に取り付けて操船すること。